

木津川市国民健康保険運営協議会

会 議 名	令和5年度第3回木津川市国民健康保険運営協議会		
日 時	令和6年1月25日(木) 午後2時30分から午後4時15分	場 所	木津川市役所 第2北別館 2階会議室
出席者	委員 ■:出席 □:欠席	1号委員 (被保険者代表)	■石崎美保 委員、■藤井千賀 委員、□尾崎田鶴 委員 □林 直 委員、■村上恵子 委員、■大村元昭 委員
		2号委員 (保険医・保険薬剤師代表)	□飯田泰啓 委員、□吉村 陽 委員、□若菜和雄 委員 ■渡邊誠之 委員、■内藤邦夫 委員、■川田雅彦 委員
		3号委員 (公益代表)	■馬 泰子 委員、□石塚修二 委員、■岡田一良 委員 □森村 勝 委員、■高原和子 委員、■駒野弘子 委員
	市 理 事 者 市 民 部	井上副市長 前川部長	
庶務(事務局)	国保年金課 木村課長、山出課長補佐、東村課長補佐、 浅田課長補佐 新谷		
傍 聴 者	無		
議 題	1. 開会 2. 資格審査 3. 会長あいさつ 4. 市長あいさつ 5. 会議録署名委員の指名 6. 議事 (1) 令和6年度木津川市国民健康保険事業計画(案)について (2) 令和6年度木津川市国民健康保険特別会計予算(案)について (3) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について (4) 今後の国制度改正の予定(保険税関係)について 7. その他 8. 閉会		
会 議 結 果 要 旨	1. 開会 ・ 開会宣言 2. 資格審査 ・ 会議成立の資格審査 3. 会長あいさつ ・ 馬会長あいさつ 4. 市長あいさつ ・ 井上副市長あいさつ 5. 会議録署名委員の指名 ・ 協議会の定めによる会議録署名委員の指名 6. 議事 (1) 令和6年度木津川市国民健康保険事業計画(案)について ・ 意見及び質疑・応答 (2) 令和6年度木津川市国民健康保険特別会計予算(案)について ・ 質疑・応答		

	<p>(3) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見及び質疑・応答</li> </ul> <p>(4) 今後の国制度改正の予定（保険税関係）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑・応答</li> </ul> <p>7. 閉会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事終了及び議長降壇</li> <li>・ 閉会宣言</li> </ul>
<p>会議経過 要旨</p>	<p>1. 開会 事務局が開会を宣言した。</p> <p>2. 資格審査 委員18名中 11名の出席により、会議が成立していることを確認した。</p> <p>3. 会長あいさつ 馬会長が開会に際してのあいさつを行った。 要旨は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 能登半島地震で被災された方に、一日も早い復興をお祈りします。 令和6年度木津川市国民健康保険特別会計予算等について慎重なる審議をお願いしたい。</li> </ul> <p>4. 市長あいさつ 井上副市長があいさつを行った。 要旨は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険は高齢者の割合増加、コロナ禍で雇用情勢が大きく変わり、自営業者よりも失業者が多く加入されている。今後、保険税額の見直しの必要があると報告を受けている。将来を見据え、国民健康保険を持続可能なものとするためにも、財政運営の安定化に努めていかねばならないと考えている。ご協力をお願いしたい。</li> </ul> <p>5. 会議録署名委員の指名 会議録署名委員として石崎委員と高原委員を指名した。</p> <p>○ 議事の前に 資料を事前配布する旨お伝えていたが、当日配布になったことのお詫び</p> <p>6. 議事 馬会長が議長となり議事を行った。 【配布資料】の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料1 令和6年度木津川市国民健康保険事業計画（案）について</li> <li>・ 資料2 令和6年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について</li> </ul>

- ・ 資料3 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について
- ・ 資料4 今後の国制度改正の予定（保険税関係）について

(1) 令和6年度木津川市国民健康保険事業計画（案）について

**【事務局説明の概要】**

・ 木津川市国民健康保険事業計画

1 基本方針について

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和6年度における運営の主な取り組みについて以下のとおり説明

2 重点施策

- (1) 医療費適正化の推進
- (2) 国保税収納率向上対策の推進
- (3) 適用適正化の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 広報啓発事業の推進

3 具体的な計画

- (1) 医療費適正化の推進
- (2) 国保税収納率向上対策の推進
- (3) 適用適正化の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 広報啓発事業の推進

その他 保険証の利便性の向上、医療費の適正化、令和6年12月に被保険者証が廃止になるため、マイナンバーカードの取得促進に努める取り組み内容を毎年改善し、よりよい事業を行うよう努めていく。

**【主な質疑・応答】**（○…質疑・意見、▶…質疑に対する応答）

○保険証がなくなるということでマイナ保険証の移行についての理解が追いついてないので、移行がうまくいかないのでは。どうしたらいいのか、わかりやすくどこかで説明機会を設けて欲しい。

▶木津川市国民健康保険被保険者証は令和6年4月に更新となる。通常2年間有効であるが、紙の保険証は令和6年12月2日をもって廃止決定。経過措置により今後発送する廃止日前に発行の被保険証については、令和7年12月1日まで延長が認められている。送付の際に、国のマイナンバーカードの取得チラシを同封予定。ホームページなどを活用し、周知に努める。

(2) 令和6年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について

**【事務局説明の概要】**

京都府から具体的な金額が示されていない。変動する可能性あり。

現時点での取りまとめを資料2に沿って説明

1 予算(案)規模 令和6年度 概要予算規模 70億2,174万3千円  
(前年度比0.3%増)

2 歳入・歳出予算(案)の状況

・予想想定被保険者数は13,010人(前年度比5.6%減)

・保険税12億4,548万1千円(前年度比6.3%減)

団塊の世代の後期高齢者移行等による被保険者数の減少が保険税の減  
の原因、今後しばらく減少傾向が続く見込み。

・国民健康保険事業費納付金19億540万4千円(前年度比5.6%増)

・財政調整基金繰入金2億8,354万9千円(前年度比104.3%増)

3 保険税率の見直しと標準保険料率の状況

令和6年度の国民健康保険税税率は前年度と同様据置

税収が1億6千万円不足見込。今後、保険税率の見直しが必要となっ  
てくるが、令和6年度については、基金を繰入活用することにより、据え置  
ることができる。令和7年度は保険税を見直す必要がでてくる。

4 国保財政調整基金の状況

令和5年度も会計状況により、5億円の積み立てを見込んでいる。

5 一般会計繰入状況

・国が示す基準に基づく繰入で一般会計には、財源として国・府負担金  
や地方交付税が措置

・法定内繰入と法定外繰入と合わせて昨年度と比べ、1千17万8千円減  
予定。

6 保険者努力支援制度の状況

被保険者の健康増進と被保険者の保険税負担抑制に向け、積極的に補  
助の獲得に向けた取り組みを実施。

**【主な質疑・応答】**(○…質疑・意見、▶…質疑に対する応答)

○京都府(以下「府」と表示)が示している標準保険料率はどこの市町村も  
標準率を使用しているのか。

▶標準保険料率に合わせている自治体もあるが、木津川市は使用してい  
ない。府が保険料率を府内統一するとしているが、一足飛びに改定すると保  
険者負担が大きいため、基金を取り崩して徐々に近づけていく。

すべての市町村が保険料率とイコールではない。

今後の保険税について、府の統一スケジュールが不透明。事業費が大幅に  
膨らんでいる。保険給付は市町村ごとに保険給付を行っていたが、府が母  
体を持ち、取りまとめ給付を行っている。府全体の給付費の見込みが想定  
よりも多くなり、足りない分は基金を取り崩して補填。基金を取り崩すと  
組み戻す必要がある。見通しでは、基金の取り崩しが少なく済む予定で  
あったが、事業費が足りない分、事業費納付金に上乗せされる。

給付が落ち込めば、事業費が抑えられるが、その見込みは難しい。

新年度において、保険税を精査する準備を事務局で行っていくので、協力をお願いしたい。

○府の提示よりも低いということは、将来につけまわしていないか。令和6年度保険税を据え置いて、令和7年度に保険税の見直しをすることだが、先送りにするだけとなっていないか。子ども世代・孫世代に負担を強いているだけではないか。

➤基金を取り崩しての運営が府の広域化（保険給付）となる前までは、市町村が一定基金を持って、給付をする必要があったため、財源を確保していた。現在は、府が母体となり給付を担っているため、必要がなくなった。市町村個々に積み立てた基金についてどうなるかは、統一化をするにあたって具体的に示されていない。今後、基金の運用については、論点になってくる。市と府の基金は別。

○基金といっても将来的に使ってしまったら、保険税が急激に上がったり、パンデミックがあった時に医療費が上がるなど結局は後ろ（子ども世代）に送るだけではないのか。

➤府の事業納付金をもって保険給付費を賄う。事業費納付金の計算見通しが甘かった指摘については事実ですが、市としても府の運営、基金の使い方については、機会があるごとに意見を発していく。

#### ➤補足

平成30年度に国保の広域化が始まった。それまでは、保険給付費が上がれば、財政を安定させるため基金を取り崩し、市町村で全てを賄う健康保険制度であった。そのため、一定の基金を持って、財源の確保する必要があった。

広域化以後、毎年市町村の財政運営に必要な税率（標準保険料率）が府において、年末年始にかけて急ピッチで算定され、各市町村に示され、それを受けて市町村は税率の見直しを検討する。

本市は、国民健康保険「税」での徴収方法を取っているため、毎年4月1日には税率を示す必要がある。新たな保険税率を4月1日に間に合わせるため、3月議会に予算を上程する必要があり、この運営協議会で事業計画と予算の概要をお示しする必要があるが、十分な議論・検討に係る期間が確保できない状況であった。そのため令和6年度は、緊急避難的に財政調整基金の活用により、保険税率を据え置くこととしたところ。

本市は、合併後、税率を一切上げてこなかったことと、広域化の状況が相まって、赤字となり平成31年度に税率を見直した。

幸いにも、本市は5億円の基金が積みあがっている。今後も、基金も活用し、保険給付の状況に対応しながら、保険税率の上げ幅を抑えられる見込みだったが、府の基金が底をつき、納付金を上げさせてほしいと依頼があった。今後も納付金は上がっていくとの説明があった。

保険税の見直しを翌年度で議論・検討し、翌々年度から段階的に上げていくことになると考えている。皆様の協力をいただくこととなります。

- 保険税と保険料の違いは。
  - ▶税は地方税法に基づき税金として集めている。  
保険料は必要なものについては料として支払ってもらう。  
基本的には保険料ですが、木津川市では税金という形で納めていただいている。徴収方法が税金と同じ。会計としては同じだが、例えるなら、普通預金と定期預金。特別会計の中でやり取りをする。
- 基金について確認したい。統一化されることにより、基金を保有することはなくなった。保険税の見直しが生じたときに持つ必要がなくなっても、持っていてもいいのか。
  - ▶ある一定の金額をもっていなくてもいい。積み立てをし、保険税率の見直しに急激な上昇をおさえる目的をもって活用する。  
統一化になった時に、基金がどうなるのか。府が吸い上げるのか使い切るのか示してもらえてない。被保険者の方に有利なように使っていきたい。
- 剰余金を生んだ基金は収支のパーセンテージが決まっていたと思うが何パーセント必要だったのか。
  - ▶具体的なパーセンテージは後日回答。毎年毎年、基金を取り崩していくとわかりやすい。今年足りないと、再来年に集めさせてもらう。後年度に負担を分かち合うとなっているので、わかりにくい形となっている。

(3) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について

【事務局からの説明概要】

資料の確認 資料に沿って説明

- ・ 国民健康保険被保険者の健康維持・増進に向けて特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上に向けて、毎年検討し実施している。今後も継続して取り組む。
- ・ データヘルス計画の目的は、被保険者の健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図り医療費の適正化。
- ・ 医療費の適正化は、将来の医療保険、後期高齢者医療の医療費や介護保険を含めた社会保障費の適正化にもつながることを視野に入れることが必要。
- ・ 次期計画（案）に基づき保健事業を実施し、被保険者自身の健康づくりや生活習慣病の重症化予防及び疾病管理につなげていくよう取り組んでいきたい。
- ・ 今後の予定
  - 2月：庁内関係課と次期計画の整合性について協議  
国民健康保険団体連合会による保健事業支援・評価委員会にて学識経験者による助言
  - 3月：次期計画を策定し、4月にホームページに掲載し、次期計画の公表・周知

【主な質疑・応答】（○…質疑・意見、➤…質疑に対する応答）

- ・メタボリックシンドロームについて補足説明。
- ・予備軍であるのはどういうことか。成人病リスクがあるか、脂質の数字等をご覧いただきたい。

○計画案はどこまで一般市民に周知する？ホームページなどでみられるのか。

市民が興味あって見られる場はあるのか。メタボリックシンドロームが自分で気になる方が目につきやすいものとなるのか。広報はどうされるのか。

➤ホームページで周知します。

○別紙1、55ページ表重複服薬の要因となる薬品名を記入されているが、一般名の方がよいのでは。薬品名を書くと誤解を受けるのではないか。

薬の名前が書かれているが、具体的な名前があると見えづらくなる。

○商品名でなくて、一般名を記載された方がいいのではないか。

製薬会社ごとに薬品名が異なるので対応する薬品名が多数あるので、わかりにくい。

➤検討していく上で、先生のご意見を後ほど伺い、相談していきたい。

議長●今回最終ということで、意見を取り入れ、事務局で精査していただく。概要版はどうなるのか。

○医療機関等に配布する。

議長●先生とご相談いただいて、ベストな方法で行っていただくということで事務局に一任するというのでよろしいか。吟味した内容を最終的に載せていただく。概要版は全体に配布するのか。

➤概要版は医療機関や関係機関にのみ配布。

議長●事務局に預けるといってよいか。

○異議なし

➤市民の皆さんに周知していきます。

(4) 今後の国制度改正の予定（保険税関係）について

・資料4にそって【事務局の説明概要】

国において 今後、定められる予定のことへの対応（案）

・4月1日から施行する予定事項、今後、国会で審議され、公布は、3月末頃になる。運営協議会の皆様に国の正式通知をもって、諮ることが、時間的に困難。現在、当市において把握事項について説明の上、国による決定を条件に、木津川市においても実施を提案。

・1 「賦課限度額の引上げ」国民健康保険税は賦課限度額を上限に課税され、所得が高い方であっても、賦課限度額を超えて、課税されることはない。賦課限度額は、地方税法等に示されるもので、現在、医療分が65万円、後期分が22万円、介護分が17万円の合計104万円を、国は、後期分を2万円引き上げ24万円、医療分は据え置き65万円、介護分も据え置き17

万円に改定し、合計 106 万円とするよう検討。

・ 2 「法定軽減に係る所得判定基準額の引き上げ」

市民税や所得税においては、一定額以上、所得が低い方は非課税となるが、国民健康保険税では、均等割、平等割といった税が低所得者にも課税されるため、保険税の軽減措置が制度として設けられている。

軽減措置を受けることができる所得基準について、2のとおり引き上げることを、国は検討。国において、これらの改正が正式決定された場合は、これに沿って、木津川市国民健康保険税条例を改正することを審議願います。

【主な質疑・応答】（○…質疑・意見、➤…質疑に対する応答）

○後期分というのは高齢者の方の分か。

➤75 歳以上の後期高齢者の支援をする負担分。

議長●今後、事務局の案で進めてよろしいか。

○異議なし

7 その他

【報告事項 事務局】

➤先ほどの質問の回答

決算の剰余金の関係で地方公共団体の令和 5 年度会計が締められたときに、プラスに残ったものは、翌々年度令和 7 年度の会計を締められるまでに剰余金 1/2 以上を積み立てなければならない。

・保険税の見直しが差し迫ってきたなかで、令和 6 年度に皆様のご意見を伺いたいので、今後ともよろしく願います。

8. 閉会

議事の終了を受けて議長が降壇し、全日程を終えて事務局が閉会を宣言した。